

大井町公共工事中間前払金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大井町公共工事の前払金に関する規程（平成2年大井町告示第34号）に関し必要な事項を定めるものとする。

(中間前払金の対象)

第2条 中間前払金は、契約金額が500万円以上の工事請負契約で、当初の大井町公共工事前金払を実施しているものを対象とする。

(中間前払金の要件)

第3条 中間前払金は、次の要件をすべて満たしている場合に支払うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(中間前払金の割合等)

第4条 中間前払金は、契約金額の10分の2以内とする。

2 繰越明許費の翌年度にわたる契約における中間前払金は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して支払うことができる。

(中間前払金の認定等)

第5条 中間前払金の支払いを受けようとする請負者は、公共工事中間前金払認定請求書（第1号様式。次項において「認定請求書」という。）に、中間前払金用工事工程表（第2号様式）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の認定請求書が提出されたときは、第3条第1項各号の要件を満たしているかを調査し、公共工事中間前金払認定調書（第3号様式）により請負者へ通知するものとする。

(中間前払金の支払い)

第6条 前条第2項の規定による認定を受けた請負者が中間前払金支払いを受けようとするときは、規程第3条第2項の規定により申請しなければならない。

2 中間前払金の支払時期は、請求書を受理した日から14日以内に行うものとする。

3 中間前払金の支払いは、申請者が保証事業会社の保証書に記載した前金払預託金融機関に振り込むものとする。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。